官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務七八）　一
○農林水産省組織規則の一部を改正する省令（農林水産三六）　二
〔規　則〕
○計算証明規則の一部を改正する規則（会計検査院五）　二
〔法規的告示〕
○放射性同位元素等の規制に関する法律の規定により登録運搬方法確認機関に係る登録事項を変更する件（国土交通七八一）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一一）　四
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産一一七八）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七八二）　五
○直轄砂防工事を施行する件（同七八三）　五
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁六）　五
〔国会事項〕
人事院規則八―一二（職員の任免）第十八条第一項第四号の規定に基づき、平成二十六年人事院公示第十三号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二〇）　六
〔人事異動〕
内閣　六
〔皇室事項〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　六
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　六
法　務　六
公証人任免（法務省）　六
通　運　六
海事補佐人の登録、登録抹消（海難審判所）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配七六）　七
〔官庁報告〕
官庁事項
官庁　三〇
建設業の許可の取消処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局の役員の任命関係
会社その他
諸事項
〔公　告〕

省令

○総務省令第七十八号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月四日

総務大臣　村上誠一郎

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～209　略］ 210　法別表第一の八十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十二条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二　略］ 三　情報処理の促進に関する法律第十五条第一項（同法第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［四・五　略］ ［211～259　略］	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～209　同上］ 210　法別表第一の八十七の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 ［二　同上］ 三　情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 ［四・五　同上］ ［211～259　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。